## 重層的支援体制整備事業に関する質疑応答集(令和2年9月24日時点) vol.1

問番号	質問	回答
1. 財政	支援、財政スキーム	
(重層的	支援体制整備事業について)	
1	重層的支援体制整備事業は任意事業であり、本事業を実施しない市町村への補助金は従来どおりの取扱いか。 また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村と実施しない市町村で、国からの財政支援に 差が生じないかどうか。また、ペナルティはないか。	前段についてはお見込みのとおり。 後段については、重層的支援体制整備事業を実施する場合は、各分野 (介護、障害、子育て、生活困窮)の現行の既存事業の財源に加えて、新 たな機能(多機関協働、アウトリーチ等、参加支援)のための財源を交付 する予定である。また、重層的支援体制整備事業は任意事業であり、実施 しない場合のペナルティはない。
2	重層的支援体制整備事業を実施する政令市・中核市についても都道府県の負担は発生するの か。また、負担率はどうなるか。	既存事業の都道府県負担率・補助率は現行から変更しないため、都道府 県の負担が必要な事業はこれまでと同様の取扱いとなる。また、新たな機 能(多機関協働、アウトリーチ等、参加支援)の各事業の国庫補助率は、 都道府県負担導入の有無も含め来年度予算編成過程で調整していく。
3	「重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業」の中に未実施の事業があっても、令 和3年度にすべて実施すれば交付金の対象となるのか。	重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業すべてに取り組むことが新たな交付金の要件となる。なお、令和2年度までに実施していなかった事業があった場合においても、令和3年度に実施すれば交付対象となる。
4	重層的支援体制整備事業を行なった場合でも、介護、障害、子ども、生活困窮の既存の補助金・交付金の総額は従前と変わらないのか。	重層的支援体制整備事業において実施する各分野の既存事業(相談支援事業・地域づくり事業)の財源は、現行のそれぞれの分野の補助金を活用することとしており、また、実施要件(人員配置基準等)や国庫補助率・負担率は現行の仕組みを維持することとしている。このため、基本的に既存事業の財源は変わらないものと考えているが、予算額については来年度予算編成過程で調整していく。

問番号	質問	回答
5	重層的支援体制整備事業は「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」(モデル 事業)を行っている市区町村が優先されるのか。また、モデル事業を実施していなくても、条件 を満たせば事業実施できるか。	モデル事業の実施有無にかかわらず、重層的支援体制整備事業の実施条件を満たせば事業を実施できる。
6	各分野の既存事業やモデル事業の対象経費のうち、自治体正規職員の人件費(例えば、会計年度任用職員、事務を担当する職員の人件費等)を対象としているものは、重層的支援体制整備事業交付金を財源とした場合も同様の取扱いとなるのか。	重層的支援体制整備事業交付金(新たな交付金)の対象経費については 来年度予算編成過程で調整していくこととなるが、既存事業で対象とされ ている経費については引き続き対象とすること、新たな機能の各事業の対 象経費についてはモデル事業の運用実態等を踏まえながら整理することを 想定している。
7	総合型拠点の設置は按分率の再算定に影響しないとあるが、2年目以降は重層的支援体制整備 事業交付金の対象外になるという意味か。	統合型拠点とは、直営もしくは委託により、介護、障害、子育て、生活 困窮分野のうち複数分野(2~4分野)の既存事業を集約して支援を実施 する形態のことをいう。ご指摘の部分については、統合型拠点にした場合 においても、基本的には各事業の過去実績に基づき算出した費用按分率が 適用されるということであり、重層的支援体制整備事業交付金の対象外に なるという意味ではない。
8	第1号「相談支援」や第3号「地域づくりに向けた支援」を、例えば社会福祉協議会に委託する場合は、重層的支援体制整備事業交付金の対象経費となるか。また、委託ではなく社会福祉協議会に直接補助をして実施することは可能か。	重層的支援体制整備事業の各事業は委託して実施することができる。なお、民間団体への補助を前提とした事業ではないため、基本的には委託による実施を想定しているが、例えば、既存事業の地域づくり事業において、民間団体への取組に補助するかたちを認めるかどうか来年度予算編成過程においてその取扱いを整理していく。
9	費用按分率の事前補正ができる要件は、拠点の新設・廃止に限られ、拠点人員の拡充・縮小等 は含まれないのか。	費用按分率の事前補正は主に相談支援機関の新設・廃止が予定されている場合を想定しているが、具体的な要件については予算執行に向けて整理していく。
10	費用按分率は過去実績による按分率とされているが、当該年度の事業費によって行えばよいのではないか。過去実績(N-2年度)による按分率とし、事業の改廃がある場合は反映するとしているが、現実的には毎年改廃が生じるものと考えられる。	費用按分率は、客観的指標を用いて機械的に設定することが必要であることから、事業費が確定していない事業実施年度の金額を用いるのではなく、原則、決算で確定した事業費(過去実績額)を用いることとしている。なお、費用按分率は一定の要件に該当する場合は、事前補正を可能とする予定である。

問番号	<b>質問</b>	回答
11	重層的支援体制整備事業を実施後、一定期間毎(3か年程度を想定)に事業の実施内容や事業支出状況と、按分率に基づく事業費相当額との間に大きな乖離が生じていないか確認する機会を設けるとされているが、具体的な確認方法はどのようなものになるか。また、交付金の算定にどのように影響するのか。	定期的な確認の機会についての詳細は今後整理する予定である。
12	重層的支援体制整備事業を実施する場合、既存事業の交付金や補助金の事務手続きはどうなるのか。交付申請や実績報告などの時期は別々なのか。	重層的支援体制整備事業を実施することにより既存事業の交付金や補助 金の手続きを変更することは想定していないが、重層的支援体制整備事業 交付金の事業内容や交付申請等の手続きについては来年度予算編成過程に おいて各部局と調整しながら整理していく。
13	重層的支援体制整備事業交付金の今後の国庫補助協議や精算スケジュールについて示してほしい。	重層的支援体制整備事業交付金の国庫補助協議や精算スケジュール等に ついては、来年度予算編成過程において調整していく。
14	重層的支援体制整備事業交付金の交付申請は、各事業ごとに手続きを行うのか、交付金に含まれる事業をまとめて手続きを行うことができるのか。また、まとめて手続きができる場合、1つの部局から手続きをすればよいのか。	重層的支援体制整備事業交付金は一本の交付要綱に基づき交付することを予定しており、交付金に含まれる事業すべてを一括して交付申請できるよう検討している。詳細な手続きについては、来年度予算編成過程において調整していく。
15	重層的支援体制整備事業の実施内容によっては地域包括支援センター運営事業費相当額を増額 し、地域支援事業配分額の上限を超えることも想定されるが、事業の実施により基準上限を超え た額も介護保険財源が充当されると解釈してよろしいか。	重層的支援体制整備事業交付金の交付にあたっては、各分野の既存事業 それぞれに国庫補助基準額(上限額)が設定されるため、当該上限額を超 えた財源が交付されることは想定していない。
(モデル	事業(地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)、重層的支援体制整備	事業の移行に向けた準備支援)
16	重層的支援体制整備事業に移行した場合、現行のモデル事業はどうなるのか。また、モデル事業では国庫補助率が3/4となっていたが、この補助率は維持されるのか。	社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設されたため、いわゆる「モデル」として実施してきた事業は、来年度の予算要求過程において見直しを検討している。具体的には、来年度はモデル事業を廃止して、①重層的支援体制整備事業に移行した市町村は「重層的支援体制整備事業(交付金)」、②重層的支援体制整備事業への移行を目指す市町村は「重層的支援体制整備事業への移行準備事業(補助金)」の対象になるよう予算要求を進めていくことを検討している。なお、具体的な事業内容、補助率、補助上限額等は予算編成過程において調整していく。

問番号	質問	回答
17	共助の基盤づくり事業は来年度も継続となるのか。また、来年度の事業内容や補助率はどうな るのか。	共助の基盤づくり事業は来年度も継続して実施する予定である。来年度 の事業内容や補助率の詳細については来年度予算編成過程において調整し ていく。
	重層的支援体制整備事業に移行するために準備期間を要するため、モデル事業を継続できるか。モデル事業が継続される場合、事業の枠組みはどのようになるか。また、重層的支援体制整備事業はモデル事業に代わるものとして理解してよいか。	モデル事業は重層的支援体制整備事業への移行準備のための事業として 見直した上で予算要求をする予定であり、具体的な事業内容、補助率、補 助上限額等は予算編成過程において調整していく。 また、重層的支援体制整備事業は、モデル事業の成果等を十分に踏まえ ながら検討してきたものであり、モデル事業を実施してきた市町村は事業 の実施経験をもとに重層的支援体制整備事業に移行できるものと考えてい る。
19	市町村によって、「相談支援」「参加支援」「地域づくり支援」の取組を段階的に進めるケースや、重層的支援体制整備事業に相当する部分の事業化の見通しが立った段階で介護・生活困窮等との一体化を進めるケースなどが想定される。こうした市町村の事情に応じ、柔軟な対応が出来るスキームを検討していただきたい。	重層的支援体制整備事業として取り組むことが求められる各事業について、個々の市町村によっては段階的に各事業を展開していくことが予想される。このため、重層的支援体制整備事業交付金とは別に、重層的支援体制整備事業への移行準備のための補助事業を来年度予算として要求することを検討しているので、こうした事業の活用しつつ、重層的支援体制整備事業への移行を個々の市町村が計画的に進められるよう支援していきたい。なお、移行準備のための補助事業の詳細は来年度予算編成過程において調整していく。
20	令和2年8月に重層的支援体制整備事業の所要額見込アンケートが実施されたが、同様にモデ ル事業の所要額見込アンケートを実施する予定はあるか。	重層的支援体制整備事業は各分野の既存事業の財源を活用するため、既存事業の財源からどの程度の財源を重層的支援体制整備事業の財源として充てる必要があるか見込みをとる必要があり、アンケートを実施したところである。また、来年度の重層的支援体制整備事業交付金に必要な予算額を検討するため、今後(10月中)、令和3年度に重層的支援体制整備事業に移行予定の市町村を対象に所要額見込の最終確認のためのアンケートを実施する予定であり、その際はご協力をお願いしたい。なお、モデル事業は、上記のような確認を要するものではないため、アンケートを実施する予定はない。

問番号	質問	回答
21	都道府県が重層的支援体制整備事業を実施できるか。また、モデル事業では都道府県事業が含まれていたが、新たな交付金に移行する場合、都道府県が取り組む事業はあるか。	重層的支援体制整備事業の実施主体は市町村であり、都道府県は実施できない。なお、新たな交付金とは別に、都道府県が重層的支援体制の構築を推進する市町村に一定の支援を行うために必要な経費を補助する事業について予算要求していく予定であり、詳細は来年度予算編成過程において調整していく。
2. 事業内	- 内容 (支援フロー等)	
22	モデル事業における相談支援包括化推進員の役割は、重層的支援体制整備事業の多機関協働事業の中でどうなるのか。	モデル事業における相談支援包括化推進員の役割は、相談者等が抱える課題の把握、プランの作成、相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言などを規定しているところ。 重層的支援体制整備事業の多機関協働事業の役割は、相談支援包括化推進員の役割との重複が多く、例えば、市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する、重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす、プランの作成、相談支援機関等との間の役割分担を図ること等を想定している。
23	重層的支援体制整備事業を展開していく上で多種多様なプラットフォームの構築は必須な取組 か。また、プラットフォームの圏域は任意に設定可能か。	重層的支援体制整備事業は市町村全体において包括的な支援体制を構築していくものであり、福祉以外の多様な分野からの積極的な参画を促し、多様な主体が協働できる環境づくりが必要であると考えている。重層的支援体制整備事業においてプラットフォームの構築は必須の取組ではないものの、多様な主体がつながる場があることにより、より効果的に重層的支援体制整備事業を展開することができるものと考えており、多様なプラットフォームの形成は重要なものと考えている。
24	各事業における「モニタリング」は一定期間ごと必ず行う必要があるか。もしくは、必要に応 じて行えばよいか。	モニタリングは、支援が適切に行われているか、プランの内容は妥当で あったかなどについて、必要に応じて適宜実施していただくものと考え る。

問番号	<b>質問</b>	回答
25	プランは、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「多機関協働事業」、「参加支援事業」のそれぞれ個々に作成が必要か。もしくは一体的なプランとしてまとめて作成してよいか。 プランは誰が作成するのか。 また、支援の『終結の判断』の基準はどのように考えればよいか。	「アウトリーチ等事業」「多機関協働事業」「参加支援事業」はそれぞれの事業者が、個々に異なるプランを作成することを想定している。また、終結の判断の基準は以下のとおり。 ・アウトリーチ等事業の場合は、本人にとって適切な支援機関につなぐことができた段階。 ・多機関協働事業の場合は、本人の課題が整理され、支援の見通しがつき、相談支援機関等の役割について合意形成を図ることができた段階。・参加支援事業の場合は、本人が望む社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができるほか、本人とつながった先との関係性が安定した段階。
26	プラン終結後の「見守りや伴走による支援」とは、何かあった際に相談できる体制があればよ いと考えてよいか。	プラン終結後の「見守りや伴走による支援」とは、支援終結後も、事例の内容に応じてその必要があれば関係機関と情報共有などを行い、本人にとって支援が必要となった場合に直ぐに支援ができる体制を整備することを意味する。
27	「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」は、生活困窮者自立支援事業における「アウト リーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」とは別のものであるという認識でよいか。	お見込みのとおり。
28	参加支援事業について、生活困窮者自立支援事業や就労準備支援事業と一体的に取り組むこと は想定しているか。	重層的支援体制整備事業の目的は市町村全体で包括的な支援体制を構築することにあり、そのためには、他の制度や事業のほか民間団体が取り組む地域の活動など幅広く社会資源を活用していく視点が必要である。こうした観点から、参加支援事業を実施する場合に、自立相談支援事業や就労準備支援事業等とどのような連携ができるか検討することは重要であり、多様な事業を市町村全体で一体的に取り組めるようお願いしたい。
29	「支援会議」と「重層的支援会議」の違いや位置付けは、どのように整理されるか。	支援会議は会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人同意が得られていないケースについて関係者間で情報共有ができる会議体であり、支援会議を通じて地域における見守りの体制をつくったり、庁内での支援体制を強化していくことを目指すものである。 重層的支援会議は、本人同意が得られた事案に関して関係機関と協議したり、支援の検討を通じて社会資源を開発するなどの役割を果たすものである。

問番号	質問	回答
3. 重層的	り支援体制整備事業の実施体制	
30	既存の地域包括支援センターや各専門窓口は、他の専門部署へつなぐなど行っている。現体制 に本事業が想定する機能を付加し事業を開始するとした場合、重層的支援体制整備事業交付金の 対象となるのか。例えば、一定の圏域ごとに新たに人材配置が行う必要があるか。	必ずしも新たな人の配置や役割の付与を行う必要はない。ただし、相談支援に関して、市町村内のいずれの関係機関が、対象者・分野にかかわらず課題に対応できる体制となっていることが、自治体・関係機関・地域住民のいずれにおいても共通認識となっていることが必要であると考えている。多機関協働事業やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、既存の相談支援機関の機能を強化して行うことが必要との声から新設したものであり、市内の相談支援機関等の状況をよく把握したうえで検討いただきたい。
31	一部統合型(例:地域包括支援センター+自立相談支援事業)を地域における福祉拠点として 日常生活圏域単位で整備することを検討した場合、そこに「アウトリーチ等を通じた継続的支援 事業」の担当者を配置することは可能か。	可能である。重層的支援体制整備事業が効果的に展開することができるよう各市町村の地域の実情に応じて、市町村内の関係機関・関係者と協議のうえで体制を検討いただきたい。
32	重層的支援体制整備事業を実施する市町村は支援会議を組織することができるとあるが、具体 的にはどの段階で当該事業を実施していると判断されるのか。(当該事業の実施計画を策定した 段階なのか、当該事業の補助金を申請した段階なのか)	重層的支援体制整備事業として実施することが必要な各事業を実施していることをもって、重層的支援体制整備事業を実施しているものと判断されるものである。 また、支援会議は、構成員に守秘義務を課したうえで、支援に必要な住民個人やその世帯に関する情報共有を行うことができることとしており、重層的支援体制整備事業が開始されて、具体的な支援内容について検討するために設置することを目的としている。
33	重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、相談支援や地域づくりに関する事業を一体的に 実施することとなるが、これは、既存の個々の事業おいて全ての属性を受け入れなければいけな いという主旨か。	既存の各事業においてあらゆる者への対応を求めるものではないが、重層的支援体制整備事業は地域住民を広く対象としており、また、市町村全体として相談支援や地域づくりに関する事業を一体的に実施するとしていることから、各事業の関係機関間において対象者を適切につなぐなど連携して対応する体制が求められるものである。
34	多機関協働事業の調整を担う者は、業務に支障がない場合には兼務可能か。	業務に支障がない限り兼務可能と整理する方針であるが、事業の詳細は 来年度予算編成過程において調整していく。

問番号	質問	回答
35	重層的支援体制整備事業における相談支援について、地域包括支援センターを複数設置している場合、属性を問わない相談を受けるセンターと従来どおり高齢者の相談を受けるセンターに分けることは可能か。	可能である。ただし、各相談支援窓口で、他分野の相談は受け付けないといった対応をするのではなく、対応可能な他の相談支援機関等に確実につなぐなどの連携は基本的な役割として担うことが必要となる。
36	重層的支援体制整備事業は、「1号:包括的相談支援」「2号:参加支援」「3号:地域づくり」「4号:アウトリーチによる継続的支援」「5号:多機関協働」「6号:支援プラン作成」について、これらを全てを同時に実施すること必須か。	重層的支援体制整備事業は、ご指摘の事業(6号(支援プラン作成)は 5号(多機関協働)の取組の中で一体的に実施)をすべて実施していることが必要であり、いずれかの事業のみ実施していないという状態は想定していない。なお、重層的支援体制整備事業の実施体制は、各市町村の地域の実情に応じて、関係機関・関係者等との協議を踏まえ、柔軟に検討いただくことが可能である。
37	利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業の対象は低年齢の子どもである。小学生から児童福祉法が適用されなくなる18、19歳までの事業が抜け落ちることで、新たな狭間ができやすくなるのではとの意見がある。重層的支援体制整備事業の中でどのような体制を構築すべきか。	各市町村において、抜け落ちると考えられる対象を支援する体制をどのように構築できるかを、重層的支援体制整備事業の実施に合わせて検討し、体制を整備していただきたい。改正社会福祉法に規定している事業の実施は必須要件になるが、これらの事業の他にも、地域にある様々な社会資源も含め「包括的」に支援が行える体制を整備していただくことが重要である。法定の必須事業のみならず、包括的な支援体制構築のために、市町村全体で何ができるか広い視野を持ちながら、重層的支援体制整備事業の実施体制を検討いただきたい。
38	新たな機能に基づく事業(多機関協働事業、アウトリーチ等による継続的支援事業、参加支援 事業)は、既存事業を組み直して実施することや、市職員が直接実施することも差し支えない か。	差支えない。ただし、重層的支援体制整備事業において実施する各分野の既存事業(相談支援事業・地域づくり事業)の実施要件(人員配置基準等)は現行の仕組みを維持することされているので留意いただきたい。
39	法106条の4第2項の第1号、第3号に規定される既存事業について、重層的支援体制整備 事業を実施する場合も、事業ごとに規定されている事業内容や人員の配置基準等を満たすもので なければならないか。	お見込みのとおり。
4. 重層的	的支援体制整備事業実施計画 	
40	重層的支援体制整備事業実施計画の策定にあたっては、市町村の負担軽減を図る観点から様式 の提示や記載内容の簡素化をしていただきたいが、どのように考えているか。	重層的支援体制整備事業実施計画については、重層的支援体制整備事業 交付金の交付申請の際に提出いただくことを想定しているが、その際に提 出いただく事項は、各事業の箇所数や設置形態などに限定するなど、でき る限り簡素なものにしていきたいと考えている。

問番号	質問	回答
41	地域福祉計画の盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されているが、重層的支援体制整備事業実施計画に関することは地域福祉計画に盛り込む必要があるか。	重層的支援体制整備事業実施計画と地域福祉計画との関連性は別途整理 した上でお示しする予定である。また、重層的支援体制整備事業実施計画 に記載すべき内容については、省令及び計画策定のガイドライン等でお示 しする予定である。
42	PDCAサイクルにより事業を実施していくとされているが、重層的支援体制整備事業の評価 指標を具体的にお示しいただきたい。	事業の実施状況を把握・検証する上でどのような評価指標の設定が適切か、事業実施する市町村や事業者等の意見や提案も踏まえて検討してまいりたい。なお、定量的な指標のみで事業実施状況を評価することは困難であり、PDCAサイクルによって実施体制等の見直しを行っていく上では、個々のケースへの支援上で生じた課題など関係機関等で共有・検討を重ねていくことが重要であると考えている。
43	重層的支援体制整備事業実施計画の策定は必須か。地域福祉計画の中で「重層的支援体制整備 事業実施計画」について記載すれば、重層的支援体制整備事業実施計画を策定したことになるの か。また、重層的支援体制整備事業実施計画の策定に要する費用は補助対象経費と認められる か。	重層的支援体制整備事業については、関係者が協議した計画に基づいて行われる必要があると考えており、事業を実施する市町村には計画の策定をお願いしたい。地域福祉計画と別に策定するのか内包して策定するのかは各市町村によって判断いただくことができるよう整理する方針である。なお、重層的支援体制整備事業実施計画の策定にあたって、国としては大きな事務負担や多額の費用が必要となるような手続きを求めることは想定していないが、計画策定費用について補助対象とするかについては、来年度予算編成過程の中で検討してまいりたい。
44	介護保険事業計画、障害福祉計画など既存の事業計画と、重層的支援体制整備事業実施計画の 位置づけはどのように整理されるのか。例えば、既存の事業計画の中で、重層的支援体制整備事 業に移行予定であること等を明記すべきか。	重層的支援体制整備事業実施計画については、各分野の事業計画との調和がとれたものである必要がある。ただし、重層的支援体制整備事業への移行によって各分野の相談支援機関等の役割などが大きく変わるものではなく、また、計画の策定時期や計画期間等は各計画によって異なることことから、記載内容について完全な一致を求めたり、各分野の事業計画に具体的な記載がなければ重層的支援体制整備事業に移行できないものではない。ご質問のように各分野の事業計画策定時において、重層的支援体制整備事業への移行が予定されている場合には、その旨の記載をいただくことが望ましいと考えている。

問番号	質問	回答	
45	重層的支援体制整備事業実施計画について、(令和3年度に重層的支援体制整備事業に移行する場合は)令和2年度の半年間で策定しなければならないが、既存の地域福祉計画の援用、最低限求められる策定過程、計画の内容、計画書の形態等の基準を示していただきたい。また、パブコメは必須か。	重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、当該の事業の実施計画の 策定を求めることとしているが、事業実施までのスケジュール等を鑑み、 令和3年度から実施する場合の経過的な取扱いを示すことも検討してい る。なお、パブリックコメントについて、国から一律に実施を求める予定 はない。	
5. そのf	也		
46	令和2年の社会福祉法改正内容に継続性はあるか。数年後の見直しや廃止は考えているか。	予算措置として実施してきた「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」(モデル事業)とは異なり、重層的支援体制整備事業は法律に位置づけられた法定事業であるため、今後法改正により当該事業が削除されない限り、存続する。 なお、制度見直しについては、令和2年の社会福祉法改正の附則において、改正法の施行5年後を目途とした見直しが規定されている。現時点において廃止の考えはない。	
47	市町村全体の断らない包括的な支援体制は、既存の支援機関全てがいわゆる「丸ごと受け止める場」の窓口になることか。	包括的相談支援事業については、社会福祉法第106条の2にも規定されているとおり、属性を問わずに住民(利用者)の相談を受け止めることが求められるが、その中で把握された課題・困り事の解決に当たっては、単独の相談員・相談支援機関で進めるのではなく、必要に応じて多機関協働事業による支援調整も実施しながら、地域の関係機関全体で協働し、適切な支援を提供していただく。	
48	現行の事業が「重層的支援体制整備事業」と同等の機能を果たす場合、令和2年の改正社会福祉法上の「支援会議」を設置することは可能か。	支援会議の目的は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため、 必要な情報交換や支援体制に関する検討を行うことであることから、重層 的支援体制整備事業を実施していることが前提となる。	
49	支援会議は本人の同意がなくても守秘義務の規定により他部局・関係機関との情報共有が可能とされているが、実際に支援を実施する際には、支援会議に参加していない関係機関に支援を依頼する場合もあると思われ、手引きによる規定のみでは根拠が弱いと思われる。今後、法あるいは政省令に基づく規定等を検討することはあるか。	個人情報をもとに支援を進める際には、当該情報の取り扱いについて本人から同意を得ているかどうかに十分留意する必要がある。このため、令和2年の社会福祉法改正により、構成員に対する守秘義務を規定した支援会議を創設し、その中であれば個人情報の共有を可能としたところ。会議の構成員についてはケースや議題ごとに柔軟に変更可能であり、個々の支援ニーズに応じて、適宜アドホックな参加を含め整理していただきたい。 なお、この点に関し、政省令等で追加的な規定を行う予定はない。	

問番号	<b>質問</b>	回答
50	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の担当者が、自立相談支援事業の「相談支援機関業務 支援ツール」や地域包括支援センターが導入している「業務管理システム」を活用して、支援経 過等を入力し、情報共有することは認められるか。また、障害者相談支援事業や利用者支援事業 で使用するシステムについても同様に対応することが可能か。	既存事業の帳票類やシステム等の活用については検討中であり、今後詳細をお示ししていく。
51	重層的支援体制整備事業の実績報告は、既存分野の報告事項と重複する部分を最小限にするな ど配慮していただける予定はあるか。	重層的支援体制整備事業交付金の事業実績報告のあり方等については、 来年度予算編成過程において各部局とも調整しながら整理していく。
52	市町村では、各分野の相談支援機関に専門外の相談が寄せられた際は専門の機関につなぐ対応をこれまでも行っている。「相談支援」と「地域づくり」について、各相談支援機関に新たに求めるものや、今回の一括化交付金に手上げするメリットが分かりにくいため、事業に取り組むメリットを示していただきたい。	重層的支援体制整備事業は市町村全体において包括的な支援体制を構築することが求められる。このため、重層的支援体制整備事業を実施する際には、各分野の相談支援機関が相談者のニーズを受け止め、必要に応じて適切な関係機関につなぐことが必要である。また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種関係機関等と連携を図りながら支援を行うことが必要である。補助金を一体的に交付することのメリットとしては、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた「生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じた、生活困窮のそれぞれの分野を超えて、地域のニーズに応じたが考えられる。また、各分野の事業を組み合わせながら総合相談窓口の設置など包括的な支援を提供する際に、これまで必要であった事業区分に応じたタイムスタディによるバックデータ収集が不要となり、こうとを関する際に、これまで必要であった事業区分に応じたタイムスタディによるバックデータ収集が不要となり、こうとに表現されることが考えられる。
53	多機関協働事業及び地域づくり事業について、消費者相談、多文化共生、地方創生等の分野との連携がイメージされているが、そのような環境がない場合は、これらの分野との連携は必須ではないと考えてよいか。	連携分野はイメージとしてお示ししているものであるが、重層的支援体制整備事業を効果的に実施していくためには、福祉以外の多様な分野との連携が必須であると考えており、地域の実情に応じて連携分野を着実に増やしながら本事業を展開していただきたい。

問番号	質問	回答
54	市町村が円滑に重層的支援体制整備事業に移行することができるよう、市町村支援のための国 の担当職員(地域別)を配置していただきたい。	重層的支援体制整備事業への移行にあたり、各都道府県、市町村からの相談を随時受け付けているところである。例えば、県主催の県内市町村職員を対象にした説明会・研修会での行政説明や、個々の市町村の庁内関係各課が一堂に会した上でのオンライン意見交換会の開催(対面での開催も含む)など、様々な機会をとらえて必要な支援に取り組んでいるところである。今後はポータルサイトの活用なども検討しており、引き続き、必要な支援をしていきたい。
55	庁内では縦割り意識が強く、重層的支援体制整備事業を実施することが困難なため、早期実施 のために法律で事業を必須化していただきたい。	重層的支援体制整備事業の必須化について今後の方向性は決まっていないため、本事業の実施に向けた方向性の共有など庁内連携を始めていただきたい。
56	重層的支援体制整備事業の所要見込額アンケートにおいて、令和3年度に向けた実施を検討中 と回答しなかった場合、令和3年度の実施はできないか。	所要見込額アンケートの回答有無により重層的支援体制整備事業の実施可否が決まるものではないが、この新たな事業に必要な予算を要求するためにアンケートを実施している。今後、10月目途にあらためて新たな事業の実施意向と予算要求の状況を確認する予定であり、令和3年度に実施する意向がある市町村は確実にご回答をお願いしたい。
57	障害分野の基幹相談支援事業を実施していない場合は、重層的支援体制整備事業に手上げできないのか。	重層的支援体制整備事業に手挙げをするためには、障害分野の相談支援 事業として、地域生活支援事業費等補助金における相談支援事業(地方交 付税措置により実施する事業分を除く)を実施することが必要である。
58	重層的支援体制整備事業の開始期限は設けられるのか。その期限までに実施できなかった場合 のペナルティはあるか。	開始期限や未実施におけるペナルティはない。